

## 指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店説明会

平成 26 年 7 月 18 日（金）午後 2 時～  
関市役所 6 階大会議室

- 1 開会
- 2 給水装置・排水設備工事の申請について
- 3 自費工事申請と道路占用工事申請について
- 4 盗水行為について
- 5 下水道取付け管について
- 6 指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店の指定の取消及び指定の効力の停止について
- 7 質疑応答
- 8 閉会

## 2 給水装置・排水設備工事原簿について

### (1) 原簿の記載漏れ、不備について

平成 25 年 3 月に原簿の様式が変更になり、その際に原簿の書き方について説明しましたが、未だに記載漏れ、不備が多く見受けられます。

#### ア 共通

- ・原簿は厚紙を使用してください。
- ・本管の管種、口径と引き込み口径の記載がない。

#### イ 表面

- ・土地所有者の承諾が必要な場合に、署名捺印されていない。
- ・既設のφ13mm 引き込み管を利用する場合、水圧水量不足が生じて異議申し立てをしない旨の署名捺印が必要です。昨年、ある指定工事店が申請者本人に無断で署名捺印する文書偽造事案が発生し問題となりました。なお、既設管を利用する場合でも引き込み管がφ20mm 以上であれば、署名捺印の必要はありません。
- ・原簿下部決裁欄に給水装置工事主任技術者、排水設備工事責任技術者の押印がない。

#### ウ 裏面

- ・配管延長が正しく記載されておらず、手数料計算ができません。架橋ポリのヘッダーから先の記載がない場合、水栓の立ち上がり部分が省かれているなどの記載漏れがあります。
- ・位置図について、ゼンリン住宅地図の地図番号を記載してください。(例 P56-I-2) また貼り付けは認めていません。
- ・原簿の訂正について、貼り付けで済ませることはやめてください。軽微な訂正で済まない配管の大きな変更があれば、改めて原簿を印刷し直して再提出をお願いします。

(2) 完成検査の主任技術者及び責任技術者の立会いについて

給水装置工事及び排水設備工事の完成検査には、関市指定給水装置工事事業者規程第14条及び関市下水道排水設備指定工事店規則第9条第2項の規定により、主任技術者及び責任技術者の立会いをお願いします。

関市指定給水装置工事事業者規程

(主任技術者の立合い)

**第14条** 市長は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、法第17条第1項の規定による給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し前条第1項第1号の規定により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

関市下水道排水設備指定工事店規則

(責任技術者の責務)

**第9条** 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、工事の設計及び施行（監理を含む。）を行わなければならない。

2 責任技術者は、工事完成後に行われる市長の完成検査に立ち会わなければならない。

(3) 完成届の遅れについて

申請者に建物の引き渡しが完了し、相当な期間（1～2か月程度）が経過したにもかかわらず、完成届及び開始届が提出されない事例がたびたび見受けられます。完成届及び開始届が提出されないと、水道は臨時使用のままで、使用者も変更されませんし、下水道料金も賦課できません。

このような事例が発覚した場合、検査終了後に実際に下水道を使用開始したと思われる日まで遡及して、その時の水道使用者名義で下水道料金を賦課します。また、賦課した下水道料金の納付書は、工事を施工した排水設備指定工事店へ送付します。

資料 申請書提出から使用開始までの流れ

## 1 申請書の提出

以下の書類を着工3日前までに水道課へ提出し、給排水原簿受付簿に記入する。

- ・給水 給水装置工事承認申請書
- ・排水 排水設備工事承認申請書
- ・共通 給水装置・排水設備工事原簿

## 2 市長の承認

市長の設計審査・材料検査を行った後、以下の書類を発行する。

- ・給水 給水装置工事承認決定通知書  
市施工工事費、材料・完成検査手数料納付書
- ・排水 排水設備工事承認決定通知書  
完成検査手数料納付書

## 3 市施工工事費の前納（※給水取出し工事を行う場合のみ）

水道課にて取出し工事の日程調整を行う。

## 4 工事着手、完成

完成後、5日以内に以下の書類を水道課に提出し、水道課職員が材料・検査手数料の納付確認を行ったのち、検査日を予約する。

- ・給水 給水装置工事完成届
- ・排水 排水設備工事完成届
- ・共通 上水道・下水道使用開始等届

## 5 完成検査

- ・給水 主任技術者の立会い
- ・排水 責任技術者の立会い  
検査済証の交付

## 6 使用開始

水道料金区分を臨時から通常へ変更。

水道使用者を工事申請者へ変更。

下水道使用料の賦課開始。

※ この枠の中に、給水装置・排水設備の平面図(縮尺・方位を表示)と付近取図(方位を表示)を記入してください。

※ 給水装置については立面図、排水設備については縦断図(縮尺を表示)を記入してください。

## 完成届の遅れが発覚した場合の措置

### 1. 実際に下水道を使用開始したと思われる日の特定

水道の使用水量から、引き渡し日を特定する。平成26年7月に完成届の遅れが発覚した場合の例にとって解説する。

関市では2か月に一度、水道メーターの検針があるが、通常の工事中での使用に比べ、明らかに使用水量が増加している請求月に顧客への引き渡しがあったとし、その時から下水道使用料の賦課を開始する。

水道使用量の例

| 請求年 | 請求月 | 検針日   | 使用水量 |
|-----|-----|-------|------|
| 25  | 11  | 10/15 | 1    |
| 26  | 1   | 12/15 | 2    |
| 26  | 3   | 2/14  | 20   |
| 26  | 5   | 4/16  | 35   |
| 26  | 7   | 6/20  | 34   |

ここで水量が増加している為、**12/15～2/13**の間に引き渡しがあったと思われる。

### 2. 下水道使用料の確定

特定した引き渡し日の請求月から使用開始届が提出されるまでの間、それぞれの請求月について下水道使用料を計算する。

| 請求年 | 請求月 | 検針日  | 使用水量 |
|-----|-----|------|------|
| 26  | 3   | 2/14 | 20   |
| 26  | 5   | 4/16 | 35   |
| 26  | 7   | 6/20 | 34   |

請求月ごとに下水道使用料を計算

|   |         |                 |
|---|---------|-----------------|
| → | 2,260 円 |                 |
| → | 4,050 円 | 請求計             |
| → | 3,930 円 | <u>10,240 円</u> |

### 3. 下水道使用料の請求

確定した下水道使用料は、特定した引き渡し日時点での水道の名義人に請求する。

| 請求年 | 請求月 | 名義人 |
|-----|-----|-----|
| 25  | 11  | 工事店 |
| 26  | 1   | 工事店 |
| 26  | 3   | 工事店 |
| 26  | 5   | 工事店 |
| 26  | 7   | 施主  |
| 26  | 9   | 施主  |

→ 特定した引き渡し日

→ 開始届の提出(名義の変更・給水区分を臨時から一般へ変更)

特定した引き渡し日での水道の名義人は工事店なので、工事店に下水道料金を請求する。  
(工事店名義の納付書を発行)

### 4. 納付書の送付

作成した遡及分の納付書は、工事を施工した排水設備指定工事店に送付する。

### 3 自費工事申請と道路占用工事申請について

#### (1) 申請書類について

ア 自費工事・道路占用工事ともに関市役所ホームページに様式を掲載しました。  
Excel 形式及び PDF での提供になります。

- ・ 自費工事（水道）

<http://www.city.seki.lg.jp/00000006448.html>

- ・ 自費工事（下水道）

<http://www.city.seki.lg.jp/00000006121.html>

- ・ 道路占用

<http://www.city.seki.lg.jp/00000005398.html>

※ホームページがご覧になられない方には、窓口にて様式を配布します。

#### イ 注意点

占用工事の記載例にある「交通規制図」と「看板図」は一例です。確認可能であれば、記載方法は問いません。

#### (2) 道路占用申請書類の申請者について

下水道課へ提出いただく道路占用申請の申請者は、以下のとおりです。**私道を除き、施主や工事店が申請者になることはありません。**

| 申請場所              | 宛先       | 申請者    |
|-------------------|----------|--------|
| 国道 248 号、418 号・県道 | 美濃土木事務所長 | 関市長    |
| 市道                | 関市長（建設部） | 関市水道部長 |
| 認定外道路（農道・赤道・水路）   | 関市長（建設部） | 関市水道部長 |
| 位置指定道路（私道）        | 関市長（水道部） | 施主     |

※国道 156 号は国土交通省中部地方整備局 岐阜国道維持出張所の所管になります。

提出の前に一度ご相談ください。

#### (3) 道路占用工事完了届の提出について

道路占用工事完了届の提出が遅れる事例が多く見受けられます。

完了届が提出されないと、工事完成後 2 年を経過した後も道路の補修工事を求められます。また、工事に欠陥などがあり、それを原因とする事故等が発生した場合は、被害者から損害賠償を求められることがあります。

(4) 給排水工事原簿の提出について

宅内に上水道管、下水道管の引き込み工事をするとき、以下の点を留意してください。

ア 給水装置工事、排水設備工事の申請を同時に行ってください。

宅内工事申請がされていないと占用許可書の発行ができません。

イ 給水装置工事、排水設備工事の申請と表記を揃えてください。

(ア) 給水装置・排水設備工事原簿の施工業者と道路占用許可申請の施工者

(イ) 給水装置・排水設備工事原簿の申請者と道路占用許可申請の施工主

(ウ) 給水装置・排水設備工事原簿の施工場所と道路占用許可申請の占用の場所

(5) 自費工事、占用工事中の看板について

まれに、自費工事、占用工事中の看板に、発注者・施主が関市役所と表示している事例があります。自費工事、占用工事の発注者は関市役所ではありません。看板の使用前に正しく表示されているか確認してください。

| 水道自費工事必要書類一覧 |            |            |    |
|--------------|------------|------------|----|
| 提出時期         | 提出書類       | 備考         | 部数 |
| 申請           | 自費工事承認申請書  |            | 2  |
|              | 位置図        | 5万分の1以上    | 2  |
|              | 平面図        | 1,000分の1以上 | 2  |
|              | 標準横断図      | 100分の1以上   | 2  |
|              | 縦断図        |            | 2  |
|              | 詳細図        |            | 2  |
|              | 字絵図        | 1,000分の1   | 2  |
|              | 材料承認願      |            | 2  |
| 着手前          | 使用材料一覧表    |            | 2  |
|              | 自費工事着手届    |            | 1  |
|              | 工事工程表      |            | 1  |
|              | 道路使用許可書の写し |            | 1  |
| 完成後          | 自費工事検査願    |            | 1  |
|              | 寄附採納願      |            | 2  |
|              | 位置図        | 5万分の1以上    | 2  |
|              | 完成図面一式     |            | 2  |
|              | 字絵図        | 1,000分の1   | 2  |
|              | 工事写真       |            | 1  |
|              | 完成写真       |            | 1  |

| 下水道自費工事必要書類一覧 |            |            |    |
|---------------|------------|------------|----|
| 提出時期          | 提出書類       | 備考         | 部数 |
| 申請            | 自費工事承認申請書  |            | 2  |
|               | 位置図        | 5万分の1以上    | 2  |
|               | 平面図        | 1,000分の1以上 | 2  |
|               | 標準横断図      | 100分の1以上   | 2  |
|               | 縦断図        |            | 2  |
|               | 詳細図        |            | 2  |
|               | 字絵図        | 1,000分の1   | 2  |
|               | 使用材料一覧表    |            | 2  |
| 着手前           | 自費工事着手届    |            | 1  |
|               | 工事工程表      |            | 1  |
|               | 道路使用許可書の写し |            | 1  |
| 完成後           | 自費工事検査願    |            | 1  |
|               | 寄附採納願      |            | 2  |
|               | 位置図        | 5万分の1以上    | 3  |
|               | 完成図面一式     |            | 3  |
|               | 字絵図        | 1,000分の1   | 3  |
|               | 工事写真       |            | 1  |
|               | 完成写真       |            | 1  |

| 道路占用工事必要書類一覧 |         |            |    |            |    |            |    |            |    |         |
|--------------|---------|------------|----|------------|----|------------|----|------------|----|---------|
| 提出時期         | 提出書類    | 国道・県道      | 部数 | 市道         | 部数 | 法定外道路等     | 部数 | 私道・私有地     | 部数 | 備考      |
| 申請           | 占用許可申請書 | 第3号様式      | 3  | 別記様式第4号    | 3  | 別記様式第2号    | 3  | 施行承認申請書    | 2  |         |
|              | 占用許可書   | —          | —  | 別記様式第5号    | 2  | —          | —  | —          | —  |         |
|              | 位置図     | 5万分の1以上    | 3  | 5万分の1以上    | 3  | 5万分の1以上    | 3  | 5万分の1以上    | 2  |         |
|              | 平面図     | 1,000分の1以上 | 3  | 1,000分の1以上 | 3  | 1,000分の1以上 | 3  | 1,000分の1以上 | 2  |         |
|              | 横断図     | 100分の1以上   | 3  | 100分の1以上   | 3  | 100分の1以上   | 3  | 100分の1以上   | 2  |         |
|              | 縦断図     |            | 3  |            | 3  |            | 3  |            | 2  | 必要に応じて  |
|              | 構造図・断面図 | 50分の1以上    | 3  | 50分の1以上    | 3  | 50分の1以上    | 3  | 50分の1以上    | 2  | 舗装構成に注意 |
|              | 字絵図     | 1,000分の1   | 3  | 必要に応じて     | 3  | 1,000分の1   | 3  | 1,000分の1   | 2  |         |
|              | 写真      |            | 3  | —          | —  | —          | —  | —          | —  |         |
|              | 帰属承諾書   | 公有地用       | 1  | 公有地用       | 1  | 公有地用       | 1  | 私有地用       | 1  | 自費工事を除く |
|              | 看板設置図   |            | 3  |            | 2  |            | 2  |            | 2  | 迂回路明記   |
|              | 交通規制図   |            | 3  |            | 2  |            | 2  |            | 2  | 作業区域の表示 |
|              | 看板・標識図  |            | 3  |            | 2  |            | 2  |            | 2  |         |
| 着手前          | 着手届     | 第7号様式      | 2  | —          | —  | —          | —  | —          | —  |         |
| 完成後          | 完了届     | 第8号様式      | 3  | 別記様式第7号    | 2  | 別記様式第13号   | 2  | 様式第7号      | 2  |         |
|              | 工事写真    |            | 3  |            | 1  |            | 1  |            | 1  |         |

#### 4 盗水行為について

今年度に入ってから2件の盗水事案が発生しました。いずれも穴あきの間隔棒を設置して仮設水栓に給水しており、2件の事案とも関市水道事業給水条例第39条、40条に基づき過料を科して処罰しました。給水装置工事主任技術者の職務は関市指定給水装置工事事業者規程第11条及び第13条に定められておりますので、給水装置工事に関する技術上の管理を改めてお願いします。

(参考)

#### 関市水道事業給水条例

##### 第8章 罰則

第39条 詐欺その他不正の行為により、第28条の水道料金又は第32条の手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科する。

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料を科する。

- (1) 第7条第1項の承認を受けずに給水装置工事をした者
- (2) 第8条第1項の規定に違反して給水装置工事をした者
- (3) 正当な理由がなく、第8条第2項の完成検査、第23条第1項の規定による量水器の設置、第28条第4項の規定による量水器の検針、第34条第1項の規定による給水装置の検査又は第36条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (4) 第14条第1項に規定する給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (5) 第21条の規定による届出を怠った者
- (6) 詐欺その他不正の行為により、第28条の水道料金又は第32条の手数料の徴収を免れようとした者

#### 関市指定給水装置工事事業者規程

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理（市長の完成検査に立ち会うことを含む。）
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第5条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、市長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
  - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
  - イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
  - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(事業の運営に関する基準)

第13条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から量水器までの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、

破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

(3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

(4) 主任技術者その他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ 完成図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

2 指定工事業者は、市長の完成検査で指摘された事項を速やかに処理しなければならない。

## 5 下水道取付管について

### (1) 自然流下が不可能な取付管布設工事

自然流下が不可能な管布設工事は、原則ポンプ圧送のみ許可します。例外的にサイフォンを認めるのは、下水道供用開始区域内に限ります。ただし、以下の場合は区域内であっても除きます。

ア すでに取り出しがある土地（区画）を分割したとき

イ すでに取り出しがある土地から、場所を変えて取出し直すとき

### (2) 既設取付け管の利用について

団地の未使用区画にあった既設取付管を利用するとき、石や空き缶が詰まったままの状態で接続され、入居後につまりが発生する事例がありました。

既設管を利用する場合は、管内に異常がないかを事前に確認してください。

## 6 指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店の指定の取消及び指定の効力の停止について

関市において下記のような行為を行ったとき、指定の取消し及び6箇月以内の指定の効力の停止を受けることがあります。

- ・ 工事の全部又は大部分を一括して他人に請け負わせること。
- ・ 自己の名義で他人に指定工事店の業務を行わせること。
- ・ 市長の承認を受ける前に、工事に着手すること。
- ・ 給水装置、排水設備について、基準に合わない施工をすること。
- ・ 市長の完成検査で指摘された事項を処理しないこと。
- ・ 工事が完成しているにも関わらず、相当な期間完成検査を受けないこと。

## 関市指定給水装置工事事業者規程（抜粋）

### （指定の申請）

第4条 指定工事業者の指定は、給水装置工事業の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事業者の指定を受けようとする者は、施行規則様式第1による申請書に次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者及び役員の氏名
- (2) 関市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年関市条例第27号）第2条第2項に定める給水区域において給水装置工事業の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (3) 給水装置工事業を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 次条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（以下「誓約書」という。）
- (2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

4 前項第1号に規定する書類は、施行規則様式第2によるものとする。

### （指定の基準）

第5条 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
  - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
  - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
  - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
  - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ウ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - エ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

### （変更等の届出）

第7条 指定工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更のあったとき又は給水装置工事業の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に施行規則様式第10による届出書に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則様式第2による誓約書及び登記事項証明書

3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、施行規則様式第11による届出書を市長に提出しなければならない。

### （指定の取消し又は効力停止）

第8条 市長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- (3) 前条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12条の規定に違反したとき。
- (5) 第13条に規定する給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第14条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第15条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する給水装置工事業が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大であるとき。

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する場合において、指定工事業者に特段の事情があると認めるときは、指定の取消

しに替えて、6月を超えない期間を定め、指定の効力を停止することができる。

- 3 市長は、指定工事業者に対し、第1項の規定による指定の取消し（以下「指定取消し」という。）又は前項の規定による指定の効力停止（以下「効力停止」という。）の処分を決定したときは、処分決定通知書（別記様式第3号）により当該指定工事業者に通知する。
- 4 指定取消し又は効力停止により、指定工事業者に損害を及ぼすことがあっても、市はその責めを負わない。
- 5 指定取消し又は効力停止の処分を受けた指定工事業者は、当該指定取消し又は効力停止の処分を受けたことにより市に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。
- 6 指定工事業者は、指定取消しの処分を受けたときは、速やかに市長に工事業者証を返納しなければならない。
- 7 指定工事業者は、効力停止の処分を受けたときは、当該効力停止の期間は市長に工事業者証を返納しておかなければならない。

（主任技術者の選任等）

第12条 指定工事業者は、指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けたときは、その理由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任しなければならない。
- 3 指定工事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、施行規則様式第3による届出書により、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、1の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

（事業の運営に関する基準）

第13条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- （1） 給水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
  - （2） 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から量水器までの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
  - （3） 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
  - （4） 主任技術者その他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
  - （5） 次に掲げる行為を行わないこと。
    - ア 政令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
    - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
  - （6） 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
    - ア 施主の氏名又は名称
    - イ 施行の場所
    - ウ 施行完了年月日
    - エ 主任技術者の氏名
    - オ 完成図
    - カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
    - キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果
- 2 指定工事業者は、市長の完成検査で指摘された事項を速やかに処理しなければならない。

（主任技術者の立合い）

第14条 市長は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、法第17条第1項の規定による給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し前条第1項第1号の規定により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立合いを求めることができる。

（報告又は資料の提出）

第15条 市長は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

## 関市下水道排水設備指定工事店規則（抜粋）

### （指定の基準）

第2条 市長は、次に掲げる要件を満たしている工事業者を指定工事店として指定する。

- （1） 岐阜県下水道協会から下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）を交付されている者（以下「責任技術者」という。）が1人以上専属している者であること。
- （2） 関市下水道条例第6条第1項に規定する排水設備等の新設等の工事（以下「工事」という。）の施行に必要な機械及び器具を所有している者であること。
- （3） 岐阜県内に事業所がある者であること。
- （4） 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - イ 第11条第2項から第4項までの規定により指定工事店の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない者
  - ウ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
  - エ 法人であって、その代表者又は役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの

### （指定工事店の責務及び遵守事項）

第8条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、誠実に工事を施行しなければならない。

2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 工事施行の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。
- （2） 適正な工事費で工事を施行すること。
- （3） 工事の契約に際しては、工事費用、完成期限その他の必要事項を明確に示すこと。
- （4） 工事の全部又は大部分を一括して他人に請け負わせないこと。
- （5） 自己の名義で他人に指定工事店の業務を行わせないこと。
- （6） 工事は、市長の承認を受けた後に着手すること。
- （7） 工事は、責任技術者の監理の下で設計及び施行をすること。
- （8） 下水道施設の機能に障害を与えるような工事を施行しないこと。
- （9） 市長の完成検査で指摘された事項を速やかに処理すること。
- （10） 工事の完成後1年以内に生じた故障等を天災その他の不可抗力又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で修理すること。
- （11） 排水設備の修繕の申込みがあったときは、速やかにこれを行うこと。
- （12） 災害等の緊急時に、排水設備等の復旧に関し、市長から協力の要請があったときは、これに協力するよう努めること。
- （13） 施行した工事について、市長から必要な報告又は資料の提出を求められたときは、これに応じること。

### （注意書）

第10条 市長は、指定工事店又は指定工事店に専属する責任技術者がこの規則の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）を行ったと認めたときは、注意書（別記様式第13号）を当該指定工事店に送付する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- （1） 次条第2項から第4項までの規定（同条第3項第1号に該当するときを除く。）により、指定工事店の指定を取り消され、又は指定の効力を停止されたとき。
- （2） 違反行為が不可抗力によるとき。
- （3） 市長が特別の理由があると認めたとき。

### （指定の取消し又は効力停止）

第11条 市長は、指定工事店から第7条第1項の規定による届出を受けたときは、当該指定工事店の指定を取り消さなければ

ばならない。

2 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定工事店の指定を取り消すものとする。

(1) 第2条に規定する要件を満たさなくなった場合に、その旨を市長に届け出なかったとき。

(2) 指定工事店の指定を受けた者（法人にあってはその代表者又は役員）が、法令等に違反して逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(3) 指定の効力停止の期間中に工事を施行したとき。

3 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定工事店の指定を取り消し、又は指定の効力を停止するものとする。この場合において、指定の効力を停止する期間は、1月、3月又は6月とする。

(1) 注意書が送付されてから2年間のうちに、更に2回注意書が送付されたとき（当該2年間のうちに指定の効力を停止されたときを除く。）。

(2) 工事の全部又は大部分を一括して他人に請け負わせたとき。

(3) 自己の名義で他人に指定工事店の業務を行わせたとき。

(4) 市長の承認を受けずに工事を施行したとき。

(5) 市長が指定工事店として不適当と認めたとき。

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、前2項に規定する処分の内容を軽減し、又は加重することができる。

5 市長は、前3項の規定により指定工事店に対する処分を決定したときは、処分決定通知書（別記様式第14号）により当該指定工事店に通知する。

6 第2項から第4項までの規定による指定の取消し（以下「指定取消し」という。）又は指定の効力停止（以下「効力停止」という。）により、指定工事店に損害を及ぼすことがあっても、市はその責めを負わない。

7 指定取消し又は効力停止の処分を受けた指定工事店は、当該指定取消し又は効力停止の処分を受けたことにより市に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

8 指定工事店は、指定取消しの処分を受けたときは、速やかに市長に工事店証を返納しなければならない。

9 指定工事店は、効力停止の処分を受けたときは、当該効力停止の期間は市長に工事店証を返納しておかなければならない。

（指定等の公表）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度、その旨を告示その他の方法により公表する。

(1) 指定工事店を指定したとき。

(2) 指定工事店から指定工事店としての事業を廃止し、休止し、又は再開する旨の届出があったとき。

(3) 指定取消し又は効力停止の処分をしたとき。